

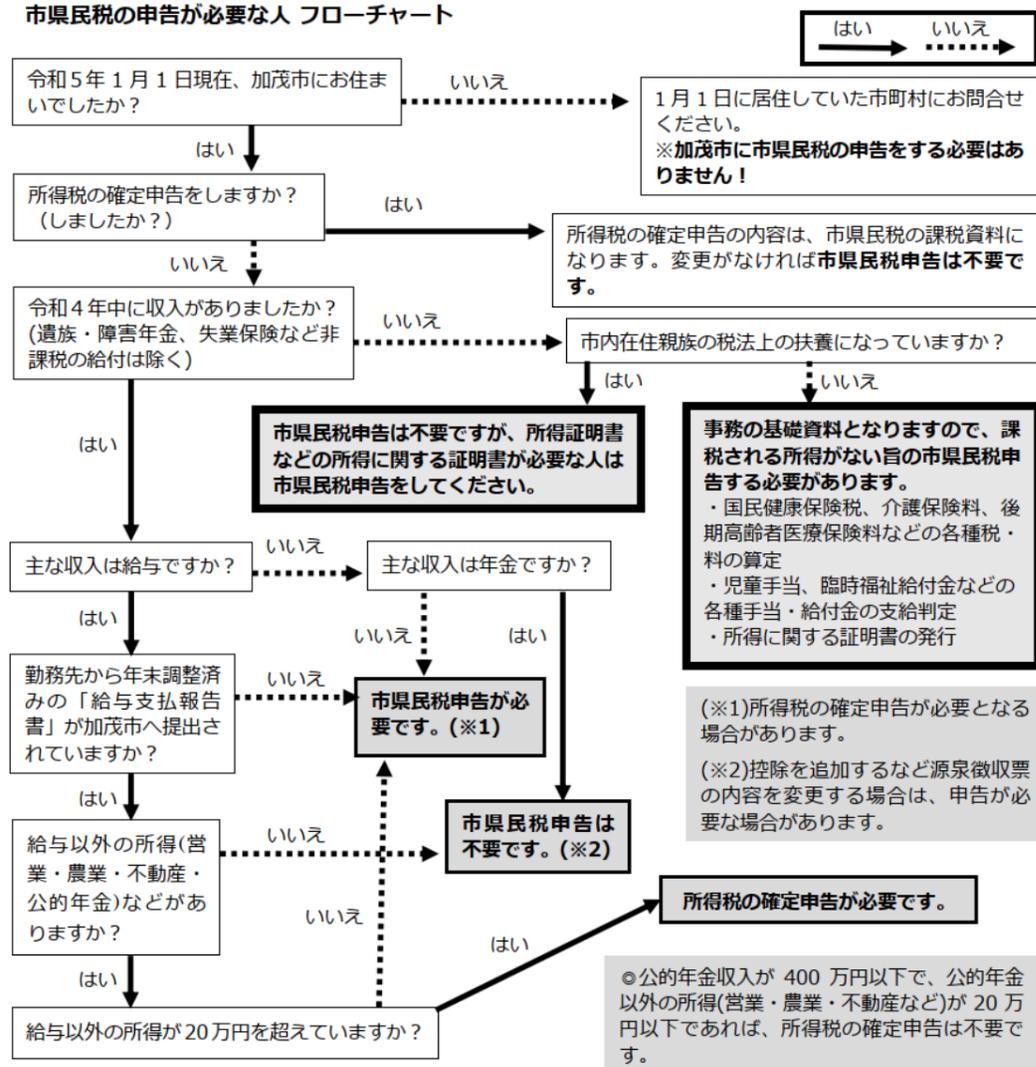
令和5年度分 市県民税申告の手引き

提出期限 令和5年3月15日

市県民税申告が必要な方

令和5年1月1日現在、加茂市に住所がある人は、原則として申告書の提出が必要です。

市県民税の申告が必要な人 フローチャート



市県民税とは

市県民税は均等割と所得割とで構成されています。

均等割について

一定金額を超える所得があれば均等に課税されます。また、市内に住んでいない方で市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方も課税されます。
※個人住民税の均等割は、県民税 年額 1,500円・市民税 年額 3,500円と定められています。

所得割について

所得割は、前年中(1月1日から12月31日まで)の所得金額を基礎として計算されます。

均等割と所得割が課税されない場合(市県民税非課税となる方)

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 未婚の未成年者又は障害者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
※合計所得135万円以下は給与収入に換算すると2,043,999円以下、公的年金の場合は、前年12月31日の年齢が65歳未満の場合、2,166,667円以下、65歳以上の場合2,450,000円以下
- 前年中の合計所得金額が下記表で定める以下の方

扶養人数	合計所得金額	給与収入	公的年金収入 ※前年12月31日の年齢	
			(65歳未満)	(65歳以上)
1人(本人のみ)	380,000円	930,000円	980,000円	1,480,000円
2人(本人+1人)	828,000円	1,378,000円	1,470,667円	1,928,000円
3人(本人+2人)	1,108,000円	1,683,999円	1,844,000円	2,208,000円
4人(本人+3人)	1,388,000円	2,099,999円	2,217,334円	2,488,000円

※28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+26万8千円以下の方
ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合には38万円以下の方

※所得割が課税されない場合 前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+42万円以下の方
ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合には45万円の方

市県民税の計算方法

課税総所得金額	所得割税率	算出所得割額	税額控除額等	市民税均等割額	市民税額(100円未満切捨)
所得金額から所得控除額を差し引く	市民税 6% 県民税 4%	算出所得割額	①調整控除額 - ②配当控除額 - ③住宅借入金特別控除額 - ④寄付金税額控除額 - ⑤配当割額・株式等譲渡所得割の控除額	3,500円	市民税額(100円未満切捨)
(1,000円未満切捨て)			①調整控除額 - ②配当控除額 - ③住宅借入金特別控除額 - ④寄付金税額控除額 - ⑤配当割額・株式等譲渡所得割の控除額	1,500円	県民税均等割額(100円未満切捨)

※分離課税(退職所得、土地建物等の譲渡所得等)については税率及び課税計算方法が異なります。

税額控除額等

① 調整控除

(所得税との人的控除の差額を調整するための控除)

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の者

次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする人的控除調整額

控除の種類 金額 控除の種類 金額

基礎控除 5万円 納税者本人の所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下

障害者控除 普通 1万円 配偶者控除 一般 5万円 4万円 2万円

特別 10万円 配偶者控除 老人 10万円 6万円 3万円

同居特別 22万円 配偶者特別 48万円超50万円未満 5万円 4万円 2万円

寡婦控除 1万円 配偶者特別 50万円以上55万円未満 3万円 2万円 1万円

ひとり(父) 1万円 扶養控除 一般 5万円 老人 10万円

親控除(母) 5万円 扶養控除 特定 18万円 同居老親等 13万円

勤労学生控除 1万円

※1)所得税の確定申告が必要となる場合があります。

※2)控除を追加するなど源泉徴収票の内容を変更する場合は、申告が必要な場合があります。

市県民税 計算例

夫：加茂太郎(78歳) 年金収入 320万円 扶養 妻：加茂花子(78歳) 年金収入 80万円
 国保税等の社会保険料 85,410円 子：加茂二郎 身体障害3級(49歳) 収入0円
 (新契約)一般生命保険料 9,730円
 (新契約)介護医療保険料 15,218円

- 年金収入320万円に対する年金所得額 210万円(A)
- 所得控除額
 社会保険料控除 85,410円 生命保険料控除 23,339円
 障害者控除(普通障害) 26万円 配偶者控除(老人) 38万円
 扶養控除(一般) 33万円 基礎控除 43万円
 所得控除合計 1,508,749円(B)
- 課税所得金額(A-B=C)
 所得金額-所得控除=課税所得金額(1,000円未満切捨て)
 210万円-1,508,749円=591,000円(C)
- 所得割額(C×税額)
 課税所得金額×市県民税率=所得割額(100円未満切捨て)
 市民税 591,000円×6%=35,400円(D)
 県民税 591,000円×4%=23,600円(E)
- 調整控除額(金額については①調整控除を参照)
 障害者控除(普通障害) 1万円
 配偶者控除(老人) 10万円
 扶養控除(一般) 5万円
 基礎控除 5万円 合計 21万円(F)

市民税調整控除額(F)×市民税3%
 21万円×3%=6,300円(G)

市民税調整控除額(F)×県民税2%
 21万円×2%=4,200円(H)

6. 所得割額-調整控除額
 市民税(D-G) 35,400円-6,300円=29,100円(I)
 県民税(E-H) 23,600円-4,200円=19,400円(J)

均等割
 市民税 3,500円(K) 県民税 1,500円(L)

市県民税額
 市民税(I+K) 29,100円+3,500円=32,600円
 県民税(J+L) 19,400円+1,500円=20,900円

市民税+県民税=市県民税額
 32,600円+20,900円=53,500円

税率について

区分	税率		所得税
	市民税	県民税	
均等割	1,500円	3,500円	-
課税所得金額	4%	6%	累進税率 5%(195万円以下)~45%
	課税短期譲渡所得金額	一般所得分 3.6% 軽減所得分 2%	5.4% 3%
課税長期譲渡所得金額	一般所得分 2% 特定所得分 1.6%(2%) 軽減所得分 1.6%(2%)	3% 2.4%(3%) 2.4%(3%)	15% 10%(15%) 10%(15%)
	株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場分・一般分 2%	3%
課税退職所得金額	4%	6%	累進税率
課税山林所得金額	4%	6%	累進税率

注3 譲渡した年の1月1日現在の所有期間が5年を超える土地や建物を買った場合

令和5年度 市県民税申告書の書き方

⑬～⑳の控除の説明と控除を受けるために必要な書類

⑬「社会保険料控除」…あなたが支払った健康保険料、国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料、国民年金、雇用保険料、厚生年金保険料など。
※「確定申告・市県民税申告参考資料」がございましたらご持参ください。
※国民年金保険料に係る控除を受ける場合は、社会保険料控除証明書が必要です。

⑮「生命保険料控除」…あなたが支払った生命保険、農協の生命共済など。
⑯「地震保険料控除」…あなたが支払った地震等を原因とする損害、火災を補填する保険や共済。
※⑮⑯とも控除証明書が必要です。

⑰「寡婦控除」 控除額 26万円
①夫と死別、離婚等をして扶養親族（総所得金額等が48万円以下の子を含む）のある方。
②夫と死別し、合計所得金額が500万円以下の方（扶養親族がなくても該当）

⑱「ひとり親控除」 控除額 30万円
ひとり親とは、その年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる方です
①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方
②生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）のある方
③合計所得金額が500万円以下の方

⑲「勤労学生控除」 控除額 26万円 前年の合計所得金額が65万円以下で給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生
※学生証等が必要です。

⑳「障害者控除」
該当する方がいる場合は、氏名、個人番号及び障害の程度（右の表参照）を記入してください。
※障害者手帳、障害者控除対象者認定書など障がいの程度が分かるものをお持ちください。

普通障害 控除額 26万円
特別障害 控除額 30万円
同居特別障害 控除額 53万円

手帳種別	特別障害認定	控除額
身体障害者手帳	1級・2級	30万円
精神障害者保健福祉手帳	1級	
療育手帳	A	同居の場合 53万円
戦傷病者手帳	特別項症～第3項症	26万円
上記以外	普通障害	

◎要介護認定を受けている方の障害者控除について
介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、障害者控除対象者に準ずると認められる場合には、障害者控除の対象となります。

㉑～㉓ 前年12月31日現在、あなたと生計を一にする扶養親族で、その方の氏名・個人番号・生年月日・続柄・同居別居の区分・控除額を記入してください。

㉑「配偶者控除」
前年の合計所得金額が48万円以下の方
※納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減額されることとなります。金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
配偶者 一般	33万円	22万円	11万円
配偶者 老人	38万円	26万円	13万円

㉒「配偶者特別控除」
生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）を有する納税義務者で、前年の合計所得金額1,000万円以下の方（配偶者の合計所得金額もご記入ください。）
※配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下
※納税者本人の合計所得金額900万円より段階的に控除額が減額されます。

配偶者	48万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
特別控除	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	2万円
控除	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	1万円

㉓「扶養控除」
前年の合計所得金額が48万円以下の方
(1)16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の扶養親族（その他扶養）控除額 33万円
(2)19歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養）控除額 45万円
(3)70歳以上の扶養親族（老人扶養）控除額 38万円
(4)70歳以上の同居の父母等（同居老親等）控除額 45万円
(5)16歳未満の扶養親族（年少扶養）控除額 0円（非課税基準の上限額に影響しますのでご記入ください。）

㉔「医療費控除」…あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費が一定以上ある場合に控除されます。
◎「保険金などで補填される金額」…高額療養費や出産育児一時金、生命保険契約による給付金等をいいます。
◎従来の医療費控除を受けられる方は、前年中に支払った医療費から保険などで補てんされた額を引いた額が10万円（総所得金額等が200万円以下の方は総所得金額等の5%）以上ある方です。
◎セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)…健康の維持増進及び疾病予防の一定の取組をしている納税者が特定の成分を含んだスイッチOTC薬品を購入することにより控除が受けられる制度です。
※医療費の明細書、医療通知等が必要です。

※必ず、太枠内に申告いただく方の住所・氏名・生年月日・個人番号・電話番号を記入ください。

令和5 年度分 市 民 税 申 告 書										整理番号
現住所 加茂市幸町2-3-5										業種又は職業
1月1日現在の住所 同上										電話番号 52-0080
フリガナ カモ タロウ										個人番号
氏名 加茂 太郎										1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1
生年月日 19.11.7			世帯主の氏名 加茂 太郎			続柄		基本コード		
提出年月日 5 2 18			住所コード			行政区コード		世帯コード		

社会保険の種類	支払った保険料	円
⑬ 源泉のとおり	51,410	円
控除 国保税	28,900	円
後期医療保険	5,100	円
合計	85,410	円
⑮ 新生命保険料の計		円
旧生命保険料の計		円
⑰ 介護医療保険料の計	15,218	円
⑯ 地震保険料の計		円
旧長期損害保険料の計		円

収入金額	雑所得	等
1 事業	営業等	ア
	農業	イ
	不動産	ウ
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ
2 公的年金等	キ	3,200,000
3 雑業務	ク	
4 その他	ケ	
5 短期	コ	
6 長期	サ	
7 一時	シ	

所得金額	雑所得	等
1 事業	営業等	①
	農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
2 公的年金等	キ	2,100,000
3 雑業務	ク	
4 その他	ケ	
5 短期	コ	
6 長期	サ	
7 一時	シ	

所得金額	雑所得	等
1 配偶者控除	配偶者氏名 加茂 花子	配偶者の合計所得金額 0
2 扶養控除	1 氏名 カモ ジロウ	生年月日 19.7.20
	2 氏名 加茂 花子	生年月日 19.7.20
3 扶養控除	1 氏名 カモ ジロウ	生年月日 19.7.20
	2 氏名 加茂 太郎	生年月日 19.7.20
4 扶養控除	1 氏名 カモ ジロウ	生年月日 19.7.20
	2 氏名 加茂 太郎	生年月日 19.7.20
	3 氏名 加茂 花子	生年月日 19.7.20

所得から差し引かれる金額	雑所得	等
1 社会保険料控除	85,410	
2 小規模企業共済等掛金控除		
3 生命保険料控除	23,339	
4 地震保険料控除		
5 寡婦、ひとり親控除		
6 勤労学生、障害者控除	260,000	
7 配偶者(特別)控除	380,000	
8 扶養控除	330,000	
9 基礎控除	430,000	
⑬から⑳までの計	1,508,749	
雑損控除		
医療費控除		
合計	1,508,749	

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
1			
2			
3			
合計			

⑳ 医療費控除
支払った医療費等 円
保険金などで補填される金額 円

(注)次の場合には申告書裏面にも記入が必要です。(番号は裏面番号)
6.源泉徴収票のない給与所得の方
7.事業・不動産所得の収支内訳書のない方
8.配当所得のある方
9.公的年金以外雑所得のある方
10.総合譲渡・一時所得のある方
11.専従者控除(専従者給与)を受けている方
14.配当割額・株式譲渡所得割額控除を受ける方
15.寄付金控除を受ける方
16.前年中収入のなかった方又は非課税収入(失業給付・遺族年金・障害年金等)のみの方

郵送による提出も受付しております。
〒959-1392
加茂市幸町2-3-5
加茂市役所 税務課民税係 宛
※切り取って郵送にお使いください

1 収入金額等 2 所得金額について (※収入・経費についての内訳は申告書の裏面に記入してください。)

- ①営業等所得・・・営業等の事業から生じる所得 《(ア)収入金額-必要経費-専従者控除》
- ②農業所得・・・農業から生じる所得 《(イ)収入金額-必要経費-専従者控除》
- ③不動産所得・・・地代、家賃、権利金等 《(ウ)収入金額-必要経費-専従者控除》
- ④利子所得・・・海外の金融機関の預金の利子等 《(エ)収入金額=所得金額》
- ⑤配当所得・・・株式や出資の配当等 《(オ)収入金額-株式等の元本取得に要した負債の利子》
- ⑥給与所得・・・給料、賃金、賞与等 《(カ)給与収入金額-給与所得控除》

給与収入金額(カ)	給与所得金額	給与収入金額(カ)	給与所得金額
0円～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	収入÷4(千円未満切捨)×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	収入-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	収入÷4(千円未満切捨)×2.8-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	収入÷4(千円未満切捨)×3.2-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	給与収入-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

⑦雑所得・国民年金や厚生年金などの公的年金収入金額(キ)から控除額差し引いた所得や⑧原稿料副業等《(ク)-必要経費》や⑨他の所得に当てはまらない収入《(ケ)-必要経費》
公的年金等に係る雑所得の速算表 ※Aに公的年金収入金額を代入して計算してください。

65歳未満の方	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額	65歳以上の方	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額
公的年金収入額	1,000万円以下	公的年金収入額	1,000万円以下
0円～1,299,999円	A-600,000円	0円～3,299,999円	A-1,100,000円
1,300,000円～4,099,999円	0.75×A-275,000円	3,300,000円～4,099,999円	0.75×A-175,000円
4,100,000円～7,699,999円	0.85×A-685,000円	4,100,000円～7,699,999円	0.85×A-585,000円
		7,700,000円～10,000,000円	0.85×A-485,000円

給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く(所得金額調整控除=(給与所得+公的年金等雑所得)-10万円)なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

⑪総合譲渡所得・・・車両等の動産やゴルフ会員権等の権利を譲渡した場合の所得《(ケ・コ)収入金額-資産の取得価格等の必要経費-特別控除額(上限50万円)》
※(資産保有年数が5年以上)長期譲渡所得金額、2分の1が課税対象となります。
⑪一時所得・・・生命保険の満期金、クイズの当選金や競馬・競輪などの払戻金等《(サ)収入金額-その収入を得るために支出した金額-一時所得の特別控除額(上限50万円)》
※一時所得金額の場合、2分の1が課税対象となります。

4 所得から差し引かれる金額について (所得控除の計算)

社会保険料控除等	前年中に支払った全額
⑬社会保険料控除等	前年中に支払った全額
⑭小規模企業共済掛金等控除額	前年中に支払った全額
⑮生命保険料控除	<p>①一般生命保険料</p> <p>(1)前年中に一般生命保険料を支払った場合(旧契約)</p> <p>15,000円まで全額</p> <p>15,001円～40,000円 保険料×1/2+7,500円</p> <p>40,001円～70,000円 保険料×1/4+17,500円</p> <p>70,001円～ 35,000円(控除の限度額)</p> <p>((1)で算出された金額)又は((1)で算出された金額+(2)で算出された金額の合計(限度額28,000円)のいずれか多い金額を選択。</p> <p>②個人年金保険料</p> <p>(1)前年中に個人年金保険料を支払った場合(旧契約)</p> <p>15,000円まで全額</p> <p>15,001円～40,000円 保険料×1/2+7,500円</p> <p>40,001円～70,000円 保険料×1/4+17,500円</p> <p>70,001円～ 35,000円(控除の限度額)</p> <p>((1)で算出された金額)又は((1)で算出された金額+(2)で算出された金額の合計(限度額28,000円)のいずれか多い金額を選択。</p> <p>③介護医療保険料</p> <p>前年中に介護保険料を支払った場合(新契約)</p> <p>12,000円まで全額</p> <p>12,001円～32,000円 保険料×1/2+6,000円</p> <p>32,001円～56,000円 保険料×1/4+14,000円</p> <p>56,001円～ 28,000円(控除の限度額)</p> <p>(注)生命保険料控除【所得税の場合】</p> <p>①新契約に係る控除</p> <p>①一般生命保険</p> <p>②個人年金保険</p> <p>(2)旧契約に係る控除</p> <p>①一般生命保険</p> <p>②個人年金保険</p> <p>(それぞれ最高5万円、2つ合計で最高10万円)</p> <p>(3)(1)と(2)を両方を適用する場合 合計最高12万円</p>

①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料のそれぞれで算出した金額の合計が生命保険料控除額(控除の限度額 70,000円)

地震保険料控除	(注)地震保険料控除【所得税の場合】
(1)前年中に地震保険料だけを支払った場合	(1)地震保険料だけの場合
50,000円まで	最高5万円
50,001円～ 25,000円(限度額)	(2)長期損害保険料だけの場合
(2)前年中に旧長期損害契約等の保険料だけ支払った場合	最高1万5千円
5,000円まで全額	(3)両方適用する場合 最高5万円
5,001円～15,000円 支払った保険料×1/2+2,500円	(注)所得税と住民税では、⑰～⑳の人に關する所得控除について、控除額の差があります。詳しくは裏面の人の控除差調整額をご確認ください。
15,001円～ 10,000円(控除の限度額)	
((3)前年中に地震保険料と旧長期損害保険契約等の保険料の両方を支払った場合	
(1)及び(2)により計算した金額の合計額(控除の限度額25,000円)	

⑰雑損控除
(1)(災害等による損害額+災害関連支出-保険金などで補填される金額)-総所得金額×10%又は(2)災害関連支出-5万円
(1)(2)のいずれか多い金額 ※災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

⑱医療費控除
①従来の医療費控除の計算(原則) (控除の限度額 200万円)
支払った医療費から保険金などで補填される金額を差し引き、さらに(1)10万円又は(2)総所得金額等の5% (1)(2)のいずれか少ない金額を差し引いた金額
※①②どちらか有利な方を選択
②セルフメディケーション税制の計算(特例) (控除の限度額 8万8千円)
スイッチOTC薬品の購入対価保険金で補填される金額から1万2千円を差し引いた金額

基礎控除	合計所得金額	控除額
⑳基礎控除	2,400万円以下	控除額43万円
	2,400万円超～2,450万円以下	控除額29万円
	2,450万円超～2,500万円以下	控除額15万円
	2,500万円超	適用なし